

## 自立支援医療(更生医療)に関するQ&A

Q 自立支援医療について相談したいのですが。

A お住まいの市町の障害福祉担当窓口又は障害福祉相談所  
にご相談ください。

各市町障害福祉担当窓口のページ

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan\\_shien/madoguchi/shicho\\_tantoka.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan_shien/madoguchi/shicho_tantoka.html)

Q 身体障害者手帳がなければ、自立支援医療(更生医療)は  
受けられないのですか。

A 自立支援医療(更生医療)を受けるためには、身体障害者手  
帳を持っていることが条件となります。

Q 更生医療を受けている自立支援医療機関を変更するにはど  
うしたらよいですか。

A 事前に支給認定の変更の認定を受ける必要があります。お  
住まいの市町障害福祉担当窓口でご相談ください。

## 各市町障害福祉担当窓口のページ

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan\\_shien/madoguchi/shicho\\_tantoka.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan_shien/madoguchi/shicho_tantoka.html)

Q 負担上限額を設定する際の「世帯」とは何ですか。

A 住民票上の世帯ではなく、公的医療保険の加入単位(受診者と同じ公的医療保険に加入する方)をもって、同一の世帯として取り扱います。

Q 支給認定の有効期間を延長することができますか。

A 緊急かつやむを得ない事情がある場合には、延長が認められる場合があります。この場合、延長が認められる期間は、2週間以内でかつ1回に限られます。それ以上の期間を要するものは再認定が必要です。